件)…………(産業労働局商工部地域産業振興課)()大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出(二

公

○大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要……(同)…

九 八

正

誤

○職員の給与に関する条例施行規則取扱規程の一部

八

1

九

○令和二年度クリーニング師試験の実施…………

……………(福祉保健局健康安全部健康安全課)…

七

○建築基準法による道路位置の指定……………

…(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課

 $\ddot{\cdot}$

七

○令和二年度東京都補正予算の公表……………

告

目

次

------(財務局主計部議案課)…

○学校職員の給与に関する条例施行規則の一部を改

規

則

(教

八

訓

日刊 (日曜日、土曜日、休日休刊)



東京都

発 行

告

示

東京都補正予算を、地方自治法(昭和二十二年法律第六十 ●東京都告示第千三百二号 令和二年十月八日東京都議会の議決を得た令和二年度の

令和二年十月十九日

東京都知事 小 池 百 合子

七号)第二百十九条第二項の規定により、次のとおり公表

令和2年度東京都一般会計補正予算

予算総則

令和2年度東京都一般会計の補正予算(第10号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ341, 313, 513千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9, 015, 352, 372千円 と定める。
- 2 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1号歳入歳出予算補正」による。 (債務負担行為の補正)
- 第2条 地方自治法第214条の規定による債務負担行為のうち、工事請負契約及び物件購入契約等に関する債務負担行為を追加し、その事項、期間及び限度額は、「第2号債務負担行為(工事請負契約及び物件購入契約等)補正」による。

(都債の補正)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定による都債を追加し、その起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3号都債補正」による。

第1号 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

				(単位 千円)
科 款		既 定 予 算 額	補正予算額	許
08 国庫支出金		823,379,491	94,327,857	917,707,348
	01 国庫負担金	199,503,961	2,794,095	202,298,056
	02 国庫補助金	608,387,216	91,533,762	699,920,978
11 繰入金		1,634,067,729	24,829,972	1,658,897,701
	03 基金繰入金	1,619,561,481	24,829,972	1,644,391,453
12 諸収入		356,742,931	4,661,090	361,404,021
	09 雑入	33,839,767	4,661,090	38,500,857
13 都債		208,437,000	147,327,000	355,764,000
	01 都債	208,437,000	147,327,000	355,764,000
14 繰越金		1,000	70,167,594	70,168,594
	01 繰越金	1,000	70,167,594	70,168,594
歳	入 合 計	8,674,038,859	341,313,513	9,015,352,372

歳出

()444 7 m)

科	<u> </u>	m 4 3 /m ##	14 T 7 M M	(単位 千円)		
款	項	- 既定予算額	補正予算額	큠누		
02 総務費		290,868,363	211,341	291,079,704		
	07 防災管理費	12,953,647	211,341	13,164,988		
08 福祉保健費		1,671,341,511	109,267,644	1,780,609,155		
	04 生活福祉費	128,549,095	21,032,397	149,581,492		
1	05 高齢社会対策費	271,934,443	2,957,080	274,891,523		
	06 少子社会対策費	320,722,364	50,680	320,773,04		
	07 障害者施策推進費	225,665,298	290,520	225,955,818		
	08 健康安全費	243,658,560	77,092,948	320,751,508		
	09 施設整備費	66,091,187	7,844,019	73,935,206		
09 産業労働費		1,231,020,239	161,547,596	1,392,567,835		
	03 商工業振興費	933,249,444	160,906,075	1,094,155,519		
	05 労働費	85,883,955	641,521	86,525,476		
12 教育費		883,637,948	119,338	883,757,286		
	04 特別支援学校費	82,564,729	119,338	82,684,067		
17 諸支出金		1,737,394,336	70,167,594	1,807,561,930		

科款	項	一						
	01 財産費	4,783,000	70,167,594	74,950,594				
歳	出 合 計	8,674,038,859	341,313,513	9,015,352,372				

第2号 債務負担行為 (工事請負契約及び物件購入契約等) 補正

(単位 千円)

番号	事	事項		間	既定限度額	補正限度額	計
156	新型コロナウイルス感染症対	对応緊急融資等利子補給	令和3年度~	~令和6年度	88,784,500	155,966,000	244,750,500
	合	計			349,604,889	155,966,000	505,570,889

第3号 都債補正

(単位 千円)

(1)	起債の目的及び起債限度額				
₩ . □.	却	ŧ	显 債 限 度 %	額	
番号	起債の目的	既起債限度額	今回補正額	計	
17	金融事業費	0	147, 327, 000	147, 327, 000	
	숨 計	208, 437, 000	147, 327, 000	355, 764, 000	

- (2) 起債の方法 証券発行又は普通貸借の方法により政府その他から起債する。 証券発行の場合においては、額面以下の価格で発行することができる。
- 年9.9%以内。ただし、外国通貨により起債する場合には、年 15.0%以内
- (4) 償還の方法

起債のときから据置期間を含め40年以内に償還する。ただし、起債 条件又は財政の都合により、償還年限を短縮して繰上償還をすることが ある。

- (5) その他
 - ア (1)に規定する都債の発行価格が額面金額を下回るときは、その発 行価格差減額を埋めるために必要な金額を起債限度額に加算した金額 を、その起債限度額とする。
 - イ 外国通貨により起債する場合には、その起債限度額は、(1)の金額 の全部又は一部を起債日における外国為替相場で換算した金額による ことができる。
 - ウ 本債の起債時期が適当でないとき、又は本債の起債が困難なときは、 本債に代わる都債として、本号に定める条件によって起債することが

5	令和2年10月19日(月曜日)	東	京	都	公	報 (第17199号)
						できる。 本債に代わる都債は、適宜償還期限を定め、その期限内に本債収入金その他をもってこれを償還する。 エ 金融事情その他の都合により、起債額の全部又は一部を翌年度に繰延起債することがある。 オ 公債証券を盗取され、又は紛失、滅失、汚染若しくは、毀損をした者に交付するために必要があるときは、(1)に定めるもののほか、公債証券を発行することができる。
	令	和2年	- 度東京	【都一般	*会計神	前正予算
			予	算 総	則	
	令和2年度東京都一般会計の補正予算(第11号)は、次に (歳入歳出予算の補正) 第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,292 める。 2 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額が	2, 95	6 千円を	追加し、		出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,017,645,328千円と定 頃は、「第1号歳入歳出予算補正」による。

6

第1号 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

科	Ħ	既 定 予 算 額	補正予算額	計		
款	項	33 /2 / //	1 31 20			
11 繰入金		1,658,897,701	2,292,956	1,661,190,657		
	03 基金繰入金	1,644,391,453	2,292,956	1,646,684,409		
歳	入 合 計	9,015,352,372	2,292,956	9,017,645,328		

歳出

(単位 千円)

				(単位 十月)
科款		既 定 予 算 額	補正予算額	計
09 産業労働費		1,392,567,835	2,292,956	1,394,860,791
	03 商工業振興費	1,094,155,519	2,292,956	1,096,448,475
歳	出 合 計	9,015,352,372	2,292,956	9,017,645,328

月六日 令和二年十

道路

試験日時

(--)

学科試験

●東京都告示第千三百三号

という。)第四十二条第一項第五号の規定により、 おり道路の位置を指定した。 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号。 以下 次のと 法

いて縦覧に供する。

なお、関係図書は、

令和二年十月十九日

東京都多摩建築指導事務所長

井

浅

路の位置指定に係る道 路の延長及び指定に係る道 幅員(単位メ

路の種類指定に係る道

指定年月日

延長 ートル)

五丁目百七番小金井市東町 二十一及び同 <u>五</u> Ŧī.

番二十九 四 0

●東京都告示第千三百四号

条の規定に基づき、クリーニング師試験を次のとおり実施 クリーニング業法 (昭和二十五年法律第二百七号) 第七

令和二年十月十九日

東京都知事 小

令和三年一月二十三日 (土曜日) 午前十時三十分か

7

実地試験

ら正午まで

(水曜日) 令和! 二年一月二十六日 のうち、 指定する日時 (火曜日) 又は同月二十七日

試験場所

(--)学科試験

学校法人後藤学園 (豊島区南池袋三丁目十二番

号

東京都多摩建築指導事務所に備え置

 (\Box) 実地試験

日本クリーニングセンター(文京区後楽二丁目三番

十号)

受験資格

七条に規定する者 学校教育法 (昭和二十二年法律第二十六号) 第五十

和十八年勅令第三十六号)による中等学校の二年の課 りこれらの者と同等以上の学力があると認められる者 程を終わった者又は厚生労働省令で定めるところによ る国民学校の高等科を修了した者、 旧国民学校令(昭和十六年勅令第百四十八号)によ 旧中等学校令(昭

四 試験科目

(--)学科試験

ア 衛生法規に関する知識

イ 公衆衛生に関する知識

ゥ 洗濯物の処理に関する知識

 (\Box) 実地試験

池

百

合

子

洗濯物の処理に関する技能

五. 受験手続

(--)受験願書受付日時

令和二年十一月二**日** (月曜日) から同年十二月四 日

(金曜日)

まで

日 曜日、

土曜日及び国民の祝日に関 六 合格発表

ものに限り受け付ける。 留で令和二年十二月四日 時から午後四時まで。ただし、郵送の場合は、 する法律 る休日を除く。) (昭和二十三年法律第百七十八号)に規定す の午前十時から正午まで及び午後一 (金曜日)までの消印のある 簡易書

 (\Box) 受験願書受付場所

東京都庁第一本庁舎三十階北側

福祉保健局健康安

Ŧī.

番号一六三-八〇〇一 全部健康安全課。ただし、 新宿区西新宿二丁目八番 郵送の場合は、 同課

号)に送付すること。

 (Ξ)

提出書類

ア 年東京都規則第八十一号)別記第十二号様式によ 受験願書(クリーニング業法施行細則 (昭和五

る。)

イ 履歴書

ウ 正面向きで縦四・五センチメートル横三・五センチ メートルで、 写真 (出願前六か月以内に撮影した無帽、 裏に撮影年月日及び氏名を記入したも 上半身

の写し(この場合は、 学校以上の学校の卒業証明書(原本)又は卒業証書 受験資格を有する者であることを証する書類 原本を提示し、

写しを提出す

审

試験手数料 一万八百円

ること。))

(四)

納付書により、 東京都指定金融機関、 東京都収納代

理金融機関に納入すること。

なお、納入した試験手数料は返還しない。

する。

の受験番号を掲載する。 fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/index.html) 上に合格者 の受験番号を掲示して発表するとともに、同日午前十時 時まで、 から東京都福祉保健局ホームページ 令和 三年三月十五 東京都庁第一本庁舎三十階北側入口に、 \exists (月曜日) の午前十時から午後五 (https://www. 合格者 2 1

七

令和2年10月19日(月曜日)

 (\Box) 令和二年十一月二日 安全課 問合せ先 受験願書用紙は、東京都福祉保健局健康安全部健康 (東京都庁第一本庁舎三十階北側)において、 (月曜日) から配布する。

東京都福祉保健局健康安全部健康安全課試験・免許

則 教

規

電話〇三 (五三二〇) 四三五八

規則を公布する。 学校職員の給与に関する条例施行規則の 令和二年十月十九日 部を改正する

東 京 都 教 育 委 員 会

●東京都教育委員会規則第二十六号

学校職員の給与に関する条例施行規則の一部

を改正する規則

京都教育委員会規則第二十八号)の一部を次のように改正 学校職員の給与に関する条例施行規則 (昭和三十七年東

別記様式第一号の二中 寡婦 夫

を

ひとり親 寡婦

に改める。

附 則

員の給与に関する条例施行規則別記様式第一号の二によ この規則の施行の際、この規則による改正前の学校職 この規則は、 公布の日から施行する。

る用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、な

お使用することができる。

令 教

その届出及び添付書類を縦覧に供する。

訓

●東京都教育委員会訓令第二十一号 教 庁

育 事 務 所

育 庁 出 張 所

所

立 高 等 学 校

立 中 等 支 教 育 学 校

立 特 别 援 学 校

都 都 都 事 教 教

都 立 中 学 校

東京都教育委員会訓令甲第十七号) 職員の給与に関する条例施行規則取扱規程(昭和四十年 の一部を次のように改

令和二年十月十九日

東 京 都 教 育 委 員 会

別表 二中「及び教育監」を「、教育監及び技監」に改め

附 則 る。

この訓令は、 公布の日から施行する。 告

公

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出に

ついて

準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、 舗の変更について届出があったので、同条第三項において 「法」という。) 第六条第一項の規定により大規模小売店 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。 以下

とする者は、意見の内容を記載した書面に「一氏名(団体 働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番 添えて、 あっては所在地)
三意見を述べる理由」を記載した書面を にあっては団体名及びその代表者の氏名)

□住所 なお、法第八条第二項の規定に基づき、 に到着するよう提出してください 令和二年十月十九日から四月以内に東京都産業労 意見を述べよう (団体に

令和二年十月十九日

東京都知事 小 池 百 合子

店舗所在地

店舗名

中島ビル

小平市花小金井一丁目二番二十三

 \equiv 設置者名

設置者住所

株式会社SMBC信託銀行

の氏名又は名称変更前の小売業者 合同会社西友

Ŧi. 四

港区西新橋一丁目三番一号

の氏名又は名称変更後の小売業者

六

合同会社西友ほか三名

七

変更日

平成三十年十一月二十九日ほか

9	令和	2年	10月	191	3 ()	月曜	日)			J	東	京	都	公	報								(第	171	99-	号)
店舗名		令和二年十月十九日	号)に到着するよう提出	働局商工部地域産業振興課	添えて、令和二年十二	あっては所在地)三	にあっては団体名及、	とする者は、意見の	なお、法第八条第	その届出及び添付書類を縦覧に供する。	準用する法第五条第	舗の変更について届出があったので、	「法」という。)第	大規模小売店舗立	ついて	大規模小売店:			十一 縦覧時間			新聞其門			九 縦覧場所	八 届出日
中島ビル	東京都知事 小 池 百合子	九日	提出してください。	採興課(新宿区西新宿二丁目八番一	令和二年十月十九日から四月以内に東京都産業労	三意見を述べる理由」を記載した書面を	にあっては団体名及びその代表者の氏名) □住所(団体に	意見の内容を記載した書面に「戸氏名(団体	法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べよう	類を縦覧に供する。	準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、	出があったので、同条第三項において)第六条第二項の規定により大規模小売店	大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下		小売店舗立地法に基づく変更の届出に		時までを除く。 おまて、ただし、正午から午後一	昭三十分か		京都条例第十号)に定める休日をの休日に関する条例(平成元年東	の木工工具「ひまり(立な毛三瓦二月十九日まで。ただし、東京都	今日二年上月上九日から今日三年一号)		東京都産業労働局商工部地域産業	令和二年九月九日
一店舗名(仮		令和二年十月十九日	意見の概要を公告し、	意見を聴取したので、	条第一項の規定により	大規模小売店舗立地法	ついて	大規模小売店舗			十一 縦覧時間	•			十一縦覧期間		力 総賢場所		七変更日	位置及び	六 変更後の駐輪場の	位置及び収容台数 変更前の駐輪場の	四設置者住所	三 設置者名		二 店舗所在地
(仮称) 上用賀プロジェクト	東京都知事 小 池 百合子	几日	当該意見を縦覧に供する。	同条第三項の規定により次のとおり	条第一項の規定により大規模小売店舗の届出の公告に係る	地法(平成十年法律第九十一号)第八		大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要に			分まで。ただし、正午から午後一午前九時三十分から午後匹時三十	除く。	京都条例第十号)に定める休日を	の休日に関する条例(平成元年東一二月十九日まて、たたし、東京都一	ウ和二年十月十九日から令和三年		振興課(新宿区西新宿二丁目八番東京都産業労働后商工部地域産業		令和三年五月十日		の 店舗南側ほか 五百六十二台	め 店舗南側ほか 千百五十八台	港区西新橋一丁目三番一号	株式会社SMBC信託銀行	号	小平市花小金井一丁目二番二十三
									_ _ _ _	増 刊 - 98 - :-	ページ一段一	○令和二年十月十五日付目次		E	-	七 縦覧時間		プー総覧其間		五 縦覧場所	ウ収受日	イ概要	ア聴取者		三設置者名	二 店舗所在地
									六一(総務后) 一(宿祉保健后)	(行 — 誤 — 正	十五日付目次		迟	ただし、正午から午後一時までを除く。	午前九時三十分から午後四時三十分まで。	める休日を除く。 条ዎ(平成元年東京都条ዎ第十号)は完	受別(立て三里(京原・別第一号) ここり 日まで。ただし、東京都の休日に関する 一个利二年十月十十日から 同年十一月十ナ	(新行区西新行二丁目/省一号)	(所育区互所育二厂目乀香一号)東京都産業労働局商工部地域産業振興課	令和二年十月五日	意見なし	世田谷区長		野村不動産株式会社	世田谷区上用賀六丁目百十一番二ほか

_	(第17199号)	東	京	都	公	報	令和2年10月19日(月曜日)	10
 発 行								
発 電話 ○三(五三:二一)一一一一(代) 解163-1 東京都新宿区西新宿二丁目八番一号 番								
活家								
○ 新								
三宿								
二 帮 京 📗								
_								
一 首								
一番								
(代 一								
郵便番号								
定 価								
一本								
』 月 7								
野 送 六								
料 、 を 六								
含 三 [
印刷所								
電 東 勝								
話 泉 都 美								
○ 文 二								
八								
(解送科を含む。)□ 電話 ○三(三八一二)五二○一(代) 解113一つ箇月 六、六○○円 刷 東京都文京区白山一丁目十三番七号 優元を号 三○円 所 勝 美 印 刷 株 式 会 社 号1011								
五自式								
5 皇 []								
一								
号社								
郵便番号 ┃ 13-0001 ┃								
FSC ミックス 版 FSC* C006270								
FSC ミックス								
FSC* C006270								